

## 漁業法等の一部を改正する等の法律案要綱

### 第一 漁業法の一部改正

#### 一 目的規定の改正

この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とすること。

(第一条関係)

#### 二 国及び都道府県の責務

国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

(第六条関係)

#### 三 水産資源の保存及び管理

(一) 定義

1 「漁獲可能量」とは、水産資源の保存及び管理（以下「資源管理」という。）のため、水産資源ごとに一年間に採捕することができる数量の最高限度として定められる数量をいうものとする事。

（第七条第一項関係）

2 「管理区分」とは、水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、特定の水域及び漁業の種類その他の事項によって構成される区分であつて、農林水産大臣又は都道府県知事が定めるものをいうものとする事。

（第七条第二項関係）

(二) 資源管理の基本原則

1 資源管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、必要な場合には、漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする事。

（第八条第一項関係）

2 漁獲可能量による管理は、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行うものとする事。

（第八条第二項関係）

3 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源の採捕をしようとする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てることにより行うことを基本とし、漁獲割当てを行う準備の整っていない管理区分における漁獲量の管理は、当該管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより行うものとする。

(第八条第三項及び第四項関係)

(三) 資源管理基本方針等

1 農林水産大臣は、資源調査を行い、その結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施するとともに、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）を定めるものとする。

(第九条及び第十一条関係)

2 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。

(第十四条関係)

(四) 漁獲可能量による管理

1 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源（漁獲可能量による管理を行う水産

資源をいう。以下同じ。)ごと及びその管理年度ごとに、漁獲可能量、そのうち大臣管理区分に配分する数量等を定めるものとともに、都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量について、知事管理区分に配分する数量を定めるものとする。

(第十五条及び第十六条関係)

2 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分(以下「漁獲割当て管理区分」という。)において当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕しようとする者は、農林水産大臣又は都道府県知事に申請して、当該特定水産資源の採捕に使用しようとする船舶等ごとに漁獲割当ての割合(以下「漁獲割当て割合」という。)の設定を求めることができるものとする。

(第十七条第一項関係)

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、管理年度ごとに、漁獲割当て割合設定者に対して、年次漁獲割当量(漁獲割当て管理区分において管理年度中に特定水産資源を採捕することができる数量をいう。)を設定するものとする。

(第十九条第一項関係)

4 漁獲割当て割合は、船舶等とともに漁獲割当て割合を譲り渡す場合等であつて農林水産大臣又は都道

府県知事の認可を受けたとき、年次漁獲割当量は、他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合等であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転することができないものとする  
こと。  
(第二十一条第一項及び第二十二条第一項関係)

5 漁獲割当管理区分においては、当該漁獲割当管理区分に係る年次漁獲割当量設定者でなければ、その対象となる特定水産資源を目的として採捕をしてはならないものとし、年次漁獲割当量設定者は、その設定を受けた年次漁獲割当量を超えて当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕をしてはならないものとする  
こと。  
(第二十五条関係)

#### 四 許可漁業

##### (一) 大臣許可漁業

1 船舶により行う漁業であつて農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならないものとする  
こと。  
(第三十六条第一項関係)

2 1の農林水産省令は、漁業調整(特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいう。以下同

じ。)のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めが存在すること、漁場の区域が広域にわたること等の事由により当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。 (第三十六条第二項関係)

3 大臣許可漁業の許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。 (第三十七条関係)

4 農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期等に関する制限措置を定め、これらの内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないものとする。 (第四十二条第一項関係)

5 農林水産大臣は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる大臣許可漁業について、4の公示をするに当たっては、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が農林水産大臣が定める割合を下回ると認める場合を除き、船舶の数及び船舶の総トン数そ

の他の船舶の規模に関する制限措置を定めないのですること。

(第四十三条関係)

6 許可を受けた者は、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告しなければならないものとし、農林水産大臣は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、衛星船位測定送信機等を許可を受けた船舶に備え付けること等を命ずることができるとすること。(第五十二条関係)

7 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者がその申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性を有さないこととなったときは、当該許可又は起業の認可を受けた者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとし、当該勧告に従わないときは、許可又は起業の認可の取り消し等を命ずることができるとすること。(第五十三条及び第五十四条第二項関係)

(二) 知事許可漁業

1 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。(第五十七条第一項関係)

2 1の農林水産省令は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、農林水産大臣が漁業調整のた

め漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。

(第五十七条第二項関係)

3 農林水産大臣は、1の農林水産省令で定める漁業について、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数その他の事項を定めることができるものとする。

(第五十七条第七項関係)

## 五 漁業権及び沿岸漁場管理

### (一) 海区漁場計画

1 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとし、当該海区に設定する漁業権及び保全沿岸漁場について、漁場の位置及び区域等の必要な事項を定めるものとする。

(第六十二条関係)

2 海区漁場計画は、漁業権が当該海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること、海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは当該漁業権と漁場の位置等がおおむね等しいと認められ

る漁業権が設定されていること、保全沿岸漁場が漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること等の要件に該当するものでなければならぬものとする事。

(第六十三条関係)

3 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴き、当該意見について検討を加え、その結果を公表するとともに、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬものとする事。

(第六十四条関係)

4 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、我が国の漁業生産力の発展を図るために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画の案を修正すべき旨等の助言をすることが出来るものとし、助言をした事項について、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画を変更すべき旨等の指示をすることが出来るものとする事。

(第六十五条及び第六十六条関係)

(二) 漁業の免許

1 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならないものとする事。

(第六十九条関係)

2 都道府県知事は、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、次のア及びイに掲げる場合に応じ、それぞれに定める者に対して免許をするものとする事。

ア 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権(以下「満了漁業権」という。)とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

イ アに掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

(第七十三条第二項関係)

3 漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を都道府県知事に報告しなければならないものとする事。

(第九十条第一項関係)

4 都道府県知事は、漁業権者が漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし若しくは海洋環境の悪化を引き起こしているとき、又は合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するとともに、その者が指導に従っていないと認めるときは、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

(第九十一条第一項及び第二項関係)

5 都道府県知事は、漁業権者が4の勧告に従わないときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができるとすること。

(第九十二条第二項関係)

### (三) 沿岸漁場管理

1 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、当該海区漁場計画で設定した保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合等であつて一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、沿岸漁場管理団体として指定することができるものとする。

(第百九条第一項関係)

2 沿岸漁場管理団体は、都道府県知事の認可を受けた沿岸漁場管理規程に基づき保全活動を行うと

ともに、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に対し、当該協力を得るために必要なあつせんを求めることができるものとする。

(第百十一条から第百十三条まで関係)

## 六 海区漁業調整委員会の選出方法の変更

(一) 海区漁業調整委員会の委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命するものとする。

(第百三十八条第一項関係)

(二) 委員の定数は、十五人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあっては、十人）とすること。ただし、十人から二十人までの範囲内において、条例でその定数を増加し、又は減少することができるものとする。

(第百三十八条第二項関係)

(三) 都道府県知事は、委員の任命に当たっては、その海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めるようにするとともに、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

が含まれるようにしなければならぬものとする。 (第百三十八条第五項及び第七項関係)

- (四) 都道府県知事は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員の募集をし、委員の任命に当たっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとする。 (第百三十九条関係)

- (五) この法律の公布の際現に在任する海区漁業調整委員会の委員であつてその任期が平成三十三年三月三十一日前に満了するものの任期は、同日まで延期されるものとするなど、所要の経過措置を設けること。 (附則第十四条から第十六条まで関係)

## 七 密漁対策の強化

この法律に規定する場合を除き、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれ大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれ大きいものとして農林水産省令で定めるもの）の採捕を禁止するとともに、これに違反して特定水産動植物を採捕した者等は三年以下の懲役又は三千万円以下の罰金に処するものとする。 (第百三十二条及び第百八十九条関係)

## 八 運用上の配慮

国及び都道府県は、この法律の運用に当たっては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとする。

(第百七十四条関係)

## 第二 水産業協同組合法の一部改正

### 一 漁業生産組合に関する規定の整備

- (一) 漁業生産組合を設立するには、三人以上の漁民が発起人となることを必要とするものとする。  
(第八十五条の二関係)
- (二) 漁業生産組合は、役員として理事を一人以上置かなければならないものとする。同時に、監事の設置については任意とするものとする。  
(第八十三条の二関係)
- (三) 漁業生産組合は、その組織を変更し、株式会社になることができるものとし、総会における組織変

更計画の承認、行政庁への届出その他の組織変更の手續について定めること。

(第八十六条の二から第八十六条の十二まで関係)

## 二 その他

経営管理委員を置く漁業協同組合等の監事は、その互選により監事の中から特に理事会に出席する監事を定めることができるものとする事。 (第三十九条の五第五項等関係)

## 第三 水産業協同組合法の一部改正

### 一 漁業協同組合等の役割の明確化

(一) 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、その事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする事。 (第十一条の二等関係)

(二) 漁業法に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法に規定する保全活動その他漁場の管理を、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の事業として規定すること。

(第十一条第一項及び第八十七条第一項関係)

(三) 会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業並びに会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整の事業を、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の事業として規定すること。  
(第八十七条第一項及び第九十七条第一項関係)

(四) 会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業を行う漁業協同組合連合会であつて全国の区域を地区とするもの（以下「全国連合会」という。）は、当該全国連合会を直接又は間接に構成する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「組合等」という。）の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業を行うことができるとともに、当該事業を行うに当たつて必要な場合には、当該組合等の有する団体漁業権に係る組合員による漁場の利用に関する業務及び当該組合等が行う漁場の管理に関する業務の適正化を図るために、必要な取組を行うことを求めることができるものとする。  
(第八十七条第八項及び第九項関係)

## 二 理事等の構成

(一) 組合員の漁獲物その他の生産物の販売の事業を行う漁業協同組合の理事のうち一人以上は、水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならな

いものとする。

(第三十四条第十一項関係)

- (二) 漁業協同組合は、理事（経営管理委員を置く漁業協同組合にあつては、経営管理委員）の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとする。

(第三十四条第十二項及び第三十四条の二第三項関係)

- (三) この法律の施行の際現に存する漁業協同組合（経営管理委員を置くものを除く。）について、(一)及び(二)の規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないものとする。

(附則第二十一条第一項関係)

- (四) この法律の施行の際現に存する経営管理委員を置く漁業協同組合について、(一)の規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される経営管理委員会の終了の時まで、(二)の規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないものとする。

(附則第二十一条第二項関係)

### 三 信用事業を行う漁業協同組合等の会計監査人の設置

- (一) 信用事業を行う漁業協同組合（政令で定める規模に達しないものを除く。）等は、会計監査人を置

き、計算書類及びその附属明細書について会計監査人の監査を受けなければならないものとし、会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならないものとする。

(第四十一条の二、第四十一条の三等関係)

(二) この法律の施行の際現に存する漁業協同組合等については、(一)の規定はこの法律の施行の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から適用し、同日前はなお従前の例によるものとするが、会計監査人を置いた漁業協同組合等については、その時から(一)の規定を適用するものとする。

(附則第二十三条関係)

(三) 政府は、全国連合会の監査から会計監査人の監査への移行に関し、次に掲げる事項について適切な配慮をするものとする。

1 公認会計士又は監査法人が、円滑に漁業協同組合等に対する監査の業務を開始し、及びこれを運営することができること。

(附則第二十六条第一号関係)

2 会計監査人を置く漁業協同組合等が会計監査人を確実に選任できること。

(附則第二十六条第二号関係)

3 会計監査人を置く漁業協同組合等の実質的な負担が増加することがないこと。

(附則第二十六条第三号関係)

4 全国連合会の監査事業に従事していた、漁業協同組合等の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で一定の資格を有するものが漁業協同組合等に対する監査の業務に従事することができること。  
(附則第二十六条第四号関係)

#### 四 内水面組合の組合員資格

(一) 内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合（以下「内水面組合」という。）にあつては、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数を超える個人は、正組合員資格を有するものとすること。  
(第十八条第二項関係)

(二) 内水面組合は、その選択により正組合員資格を漁業者又は漁業者及び漁業従事者のみに限定することができるとすること。  
(第十八条第三項関係)

#### 五 その他

(一) 共済事業の利用者の保護

1 共済事業を行う漁業協同組合等又は共済代理店は、共済契約者等に参考となるべき情報を提供しなければならぬものとともに、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案等を行わなければならないものとするほか、これらに伴う所要の規定の整備を行うものとする。

(第十五条の五、第十五条の六等関係)

2 共済代理店は、重要事項の利用者への説明その他の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないものとともに、自己契約の締結の代理等を行ってはならないものとする。その他所要の措置を講ずるものとする。

(第十五条の七、第十五条の八、第十五条の十等関係)

(二) 理事の自己契約等に係る手続の整備等

1 理事又は経営管理委員が漁業協同組合等との取引等をしようとするときは、理事会（経営管理委員を置く漁業協同組合等にあつては、経営管理委員会）において当該取引についての重要な事実を開示し、その承認を受け、当該取引後には報告しなければならないものとする。

(第三十九条の二等関係)

2 漁業協同組合等の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営む者等が当該漁業協同組合等の理事等になってはならないものとする規定について廃止すること。  
(旧第四十七条等関係)

(三) 休眠組合のみなし解散制度の導入等

1 漁業協同組合等(信用事業及び共済事業を実施する漁業協同組合等を除く。2及び3において同じ。)は、総会の決議等の事由によって解散した場合には、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬものとする事。  
(第六十八条等関係)

2 休眠組合(漁業協同組合等であつて、当該漁業協同組合等に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下同じ。)は、行政庁が当該休眠組合に対し二月以内に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとみなすものとする事。  
(第六十八条の二等関係)

3 漁業協同組合等は、総会の決議等の事由によって解散した場合(2の規定により解散したものとみなされた場合を含む。)には、その清算が終了するまで、総会の決議によって、漁業協同組合等

を継続することができるものとする。

(第六十八條の三等關係)

(四) その他

出資一口の金額の減少、合併等における債権者の異議申立手続において、議決の日から二週間以内に行わなければならない財産目録及び貸借対照表の作成について不要とすることその他所要の措置を講ずるものとする。

(第五十三條、第六十九條等關係)

第四 水産資源保護法の一部改正

水産動植物の保護培養のため、農林水産大臣又は都道府県知事が行うことができることとされている命令について、第一による改正後の漁業法の規定に基づく命令と重複するものについては同法に統合するものとする。

(第四條第一項關係)

第五 内水面漁業の振興に関する法律の一部改正

内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展等のため、指定養殖業について改正後の漁業法の規定を準用するものとする。

(第三十條關係)

第六 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の廃止

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律を廃止するものとする。

## 第七 施行期日等

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 政府は、漁業者の収入に著しい変動が生じた場合における漁業の経営に及ぼす影響を緩和するための施策について、漁業災害補償の制度の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(附則第三十三条第一項関係)

三 政府は、二に定める事項のほか、この法律の施行後十年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第三十三条第二項関係)

四 その他この法律の施行に関し、所要の規定の整備を行うものとする。